



神奈川県職員労働組合退職者厚生会

横浜市中区本町4-37(県職労内)

TEL 045(212)3179

発行所

# 退職者厚生会

# 発足!

県職員の定年制実施(昭和六〇年三月三十一日)を前に「県職労退職者厚生会」が三月十五日発足した。「退職後も仲間と手をとりあい、安心した生活をめざすために」と県職労と協議して、数人の方々が結成の準備を進めてきました。約一年間かけて「会則」「事業内容」などを相談し、県職労の中央委員会に経過を報告、最終的には県職労第五六回臨時大会で承認をうけました。

仲間と共に退職後も  
安心でできる生活をめざして

あらゆる相談、身近かな交流が  
気楽にできる「会」にしていきましょう



設立経過を説明する会代表幹事(中央)

## 退職者厚生 生活に真剣

三月十五日、退職者年部の方も含め六九名よって、「県職労退職設立総会」が県庁新庁の小食堂でおこなわれの議案を承認しました

新しく幹事になった入連は、「退職者厚生会」に加入し、退職後の生活に真剣に取組もう」と次のように呼びかけています。

「共済年金額を三割もダウンさせる共済年金改善法案が国会

## Q 退職後 会に

在職中は格安な掛金で加入できた全労済の保険ですが、これを退職後も利用できないかと要望が多く寄せられてきました。

ご安心下さい。県職労退職者厚生会に加入することで、火災、生命、自動車共済が利用できることになりました。

これらの保険は、民間営利で

加入を心から  
呼びかけます

退職者のみなさん、何か私たちですが、仲間と手をお渡しですか。永年にわたり県政に貢献され、県職労にご協力をいただいたさきありがとうございました。

退職後の生活は、肉体的にも精神的にも、また経済的にも不安定な状況にあります。生活のよりどころである共済年金の改善が準備されるなど厳しい側面もでてきています。

とむすれば孤立しがちな退職後も仲間と手をとりあうことが大切です。

会員は、火災・生命・自動車共済、法律・税金相談など県職労の福利・厚生事業を引きつづき利用できます。

退職後も仲間と手をとりあうことが大切です。